

# コロナ禍における「原油価格・物価高騰等 総合緊急対策」に伴う住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金のお知らせ

## 住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度または令和4年度分の住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します。

### ■給付対象者は？

基準日（令和3年12月10日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

#### 【対象外】

- ・住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯。
- ・令和3年度非課税世帯に対する給付金をすでに受給した世帯および給付を受けた世帯主を含む世帯。

### ■給付額は？

給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみ）。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

### ■申請期限は？

8月15日(月)から9月30日(金)までの期間で申請を受け付けます。

※8月15日(月)発送で臨時特別給付金の確認書を郵送しています。本給付金に該当すると思われる方で、申請書が届いていない方や該当するかどうか確認したい方は、健康福祉課へお問い合わせください。

### ■支給時期は？

確認書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、振込日を記載した決定通知をお送りします。

### ■申請方法は？

町から郵送する確認書に必要事項をご記入ください。詳しい申請方法は確認書に同封していますのでご確認ください。

※申請書に同封している返信用封筒にて郵送提出いただくよう、ご協力をお願いします。

### ■DV等を理由に避難している方へ

DV等を理由に避難している方が本給付金の支給を受けるにあたり、事情により現在住んでいる安平町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件にあてはまる場合、所定の申出書を提出し、本給付金の申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

#### 【安平町に住民票を移さず、本給付金の申請を行うことができる要件】

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。
- ②婦人相談所の証明書などが発行されている。
- ③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている。